

2/16(水)～3/15(水)の期間中、
地区別に各会場で行います

市・県民税の申告をお忘れなく！

申告が必要な方 ①所得の有無に関係なく、令和4年1月1日現在、市内に住所のある方
②市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方 ①給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
②公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます）

ただし、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させるためには、市・県民税の申告が必要です。

※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。

③親族の被扶養者になっている方で所得38万円以下の方

（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険料の軽減を受ける場合は、申告が必要です）

④税務署に所得税の確定申告をする方

申告の対象となる所得 昨年中（令和3年1月1日～12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を！

1 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類）																				
2 <input type="checkbox"/> 市または税務署からの案内通知（送られた方のみ）																				
3 <input type="checkbox"/> 所得の計算に必要な資料																				
①営業所得のある方	売上、仕入などの帳簿・決算書・領収書など ※収支内訳・合計額を算出してご持参ください。																			
②給与収入・年金収入のある方	源泉徴収票																			
③不動産所得のある方	令和3年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																			
4 <input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料																				
①医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方	「医療費控除の明細書」、医療費通知など ※医療費控除の明細書を記入してご持参ください。																			
②社会保険料控除のある方	領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。 ●社会保険料控除対象者																			
※社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険料を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付		現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																		
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																		
介護保険料	口座振替	口座名義人																		
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険料を支払った方																		
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																		
	クレジットカード納付																			
	現金納付	保険料を支払った方																		
③一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方	領収書または支払証明書など ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																			
④配偶者（特別）控除、扶養控除のある方	配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																			
⑤障害者控除のある方	障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																			
⑥寄附金控除のある方	寄附先が発行する領収書など ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、申告する場合は、寄附金控除の申告が必要です。																			

※控除の対象となるのは、昨年中に支払ったものです。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民会館および総合支所、郵送での申告を受け付けます。（公民館では申告を受けられません）

申告受け付けについては、市報1月号6・7ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、**申告書には、原則、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

☎市民税課市民税担当

☎22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所
市民福祉課

吉田☎77-1113

大滝☎55-0101

荒川☎54-2111

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	+	身元確認書類
<<ご本人のマイナンバーを確認できる書類>> ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうちいずれか1つ		<<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>> ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ



軽自動車税のお知らせ

☎市民税課 ☎22-2209

バイク・軽自動車の各種変更申請は3月末までに手続きを！

手続きがされない場合は、4月1日時点の所有者に課税されますので、車種ごとの取扱窓口にて次の手続きをお願いします。

- 所有者が転入・転出した場合…住所変更
- 軽自動車を廃棄した場合…廃車や名義変更
- 軽自動車を譲渡した場合、所有者が死亡した場合…名義変更

の手続きが必要です。

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

※車種により、取扱窓口が異なります。

※軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

車種	取扱窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (125cc以下) ・ミニカー ・小型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所市民税課 ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超) 	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112 (テレホンサービス)

軽自動車税の減免

令和3年度より、前年からの障がい者減免の申請内容に変更のない車両について、年度ごとの申請が不要となり、納税通知書は送付されません。ただし、減免の適用を受けていた軽自動車が次の理由などにより適用の対象とならなくなった場合は減免取消の申請が必要です。

- 買い換えなどにより、減免を受ける車両を変更した。
- 障害者手帳をお持ちの方の死亡、または生計を同一にしなくなったなどの変更。
- 障害者手帳の変更により、減免の対象でなくなった。
- その他の理由

なお、減免の取り消し手続きは3月末までに、申請手続きは5月末までをお願いします。詳細は、市民税課窓口にお問い合わせください。

秩父税務署からのお知らせ

☎22-4433

所得税等の申告相談について

と き 1月26日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)
午前9時～午後4時

※受け付けは、午前8時30分から (提出は、午後5時まで)

と ころ 秩父税務署

※確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には**入場整理券**が必要です。入場整理券は会場で当日配付、または、LINEで事前発行します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来署をお願いすることもあります。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

申告受付 還付申告 1月4日(火)～

納税申告 2月16日(水)～

申告期限・納期限と振替納付日

税目 (簡略表記)	申告期限・納期限	口座振替日
所得 税	3月15日(火)	4月21日(木)
贈 与 税	3月15日(火)	制度なし
消 費 税	3月31日(木)	4月26日(火)

※新規に口座振替をする場合は振替依頼書の提出が必要です。

確定申告会場は感染症対策を実施しています

確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。

ご来場の際は、マスクの着用、入口での手指消毒をお願いします。なお、できる限り少人数でお越しください。

※37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則入場不可

☎申告内容・税務相談全般 (自動音声案内「0」番)
もっと身近に もっと便利に スマホで申告!

～マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告!～

確定申告は、マイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ (マイナンバーカード読み取り対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。

☎申告内容・税務相談全般 (自動音声案内「0」番)



マイナンバーポータル
連携



確定申告書等
作成コーナー



動画で見る
確定申告

建物の新築・増築・取り壊しをしたときは、資産税課へご連絡ください!